**週休２日促進工事実施要領**

**１. 目的**

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ「公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を図るための取組みとして、週休２日を促進することを目的とする。

**２. 対象工事**

原則、全ての工事

ただし、以下の工事は除く

・ 緊急に対応することが必要な工事

・ 現場作業が１週間未満（不稼働日を除く実稼働日数が５日未満）の工事

・ その他施設状況等により、対応が困難な工事

**３. 発注方式**

発注者指定方式

発注者が、週休２日の現場閉所に取り組むことを指定し、労務費の補正を当初設計より計上する方式

**４. 用語の定義**

（１） 週休２日

原則、土日・祝日を休日とし、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２） 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、準備期間、各種検査期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。

（３） ４週８休以上

対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5％（8日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日や、発注者が認める場合についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

（４） 関連工事

関連工事とは、同一現場に複数の受注者がいる場合で、施工計画において関連し、発注者が指定する工事をいう。

（５） 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、関連工事がある場合においては、原則、すべての関連工事が現場閉所を行った日を現場閉所日とする。

**５. 積算方法等**

（１） 補正方法

週休２日促進工事においては、補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

補正方法については、「週休２日促進工事実施要領補足事項」（別添）によるものとする。

（２） 積算及び変更方法

当初の予定価格算出時に、４週８休以上を前提に、労務費を補正し工事費を積算する。

ただし、４週８休以上の達成が見込まれない場合は、現場閉所状況（表１）に応じた「週休２日促進工事実施要領補足事項」に定める補正係数により変更契約する。また、現場閉所率が２１．４％未満の場合は、当該補正分を減額変更する。

<表１－現場閉所状況>

|  |  |
| --- | --- |
| 現場閉所状況 | 現場閉所率 |
| ４週８休以上 | 28.5％以上 |
| ４週７休以上４週８休未満 | 25.0％以上28.5％未満 |
| ４週６休以上４週７休未満 | 21.4％以上25.0％未満 |

**６. 対象工事である旨の明示**

入札公告及び補足説明書において、「週休２日促進工事」の対象であることを明示する。

**７. 工期の変更**

工期の変更理由が以下の(1)～(3)に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

（１） 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合

（２） 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

（３） その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

**８. 実施方法**

（１） 受注者は契約後、監督員と協議のうえ、週休２日を反映した「実施工程表」を提出する。この工程表の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。また、当初月には、現場着手日を明示する。分離発注などで複数の受注者がいる場合は、各工区の建築工事等の受注者が主体となって作成する。

（２） 監督職員は、「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」「工事日報集計表」等を受注者より受領し、週休２日が確保されていることを確認する。

（３） 監督職員は、定期的に対象期間内の現場閉所日数を確認する。また、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度見直された実施工程表を受領し、現場閉所の状況を確認する。

**９．留意事項**

（１） 現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

（２） 監督職員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

（３） 対象工事の受注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、関連工事間の調整を適切に実施する。

（４） 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

**10. 工事成績評定**

週休２日を達成できた場合のみ、工事成績評定点での評価を行う。

**11. その他**

受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「大阪府入札参加停止要綱」「建設工事請負契約書」に基づき厳正に対応する。

附則

この要領は、令和元年８月29日から施行する。

附則

この要領は、令和４年２月17日から施行する。